

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年12月18日 午前8時58分～午前9時40分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森 満 晃
委員	中島 由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一 誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春 二

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊 郎	商工観光部長	末永 隆 光
総務課長	田代 健 一		
文書法制室長	堀ノ内 孝	建設部長	泊 正 人
税務課長	山口 秀 昭	建設維持課長	永田 一 郎
危機管理監	新屋 義 文	教育部長	中川 清
企画政策部長	永田 一 廣	議会事務局長	田上 正 洋
		議事調査課長	道場 益 男

○事務局職員

事務局長	田上 正 洋	主 幹	久米 道 秋
議事調査課長	道場 益 男	管理調査グループ員	榎 並 淳 司
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一	議事グループ員	柳 裕 子
主幹兼管理調査グループ長	久保 淳 一		

○審査事件等

- 1 今期定例会に付議される議案等について
 - 2 陳情の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）これより議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会はお手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（上野一誠）皆さん、おはようございます。いよいよ本日が12月の最終日議会ということで、長い会期でありましたけども、どうぞきょうはよろしくをお願いいたします。

また、先般、TPPの大筋合意に伴う意見書の発議等については、企画経済委員会で十分議論をいただいて、TPPに関するいろんな懸念材料のための発議を出していただくことになりましたことに対しては、大変、感謝を申し上げます。また、本日は大変議題が多いので、本会議も若干時間を必要とすると思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げて、挨拶いたします。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（大田黒 博）それでは、まず今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。

資料1-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、委員会の行政視察報告が3件。議会運営委員会企画経済委員会及び市民福祉委員会から、それぞれ本日の本会議において御報告いただく予定であります。

次に、意見書提出に関する発議が1件。発議第5号TPP交渉の大筋合意に伴う国内対策に対する意見書の提出については、企画経済委員会提出分であり、本日の本会議で審議してはと考えます。

次に、当局からの報告が1件。報告第16号は、市道の管理のかしによる損害賠償及び和解に係る専決処分の報告であり、本日の本会議において報告を受けるものであります。

次に、提出予定議案は1件。議案第308号は、公用車による交通事故に関し、損害賠償の額を定め、和解しようとするため、議会の議決を求める

ものであり、本日の本会議で審議してはと考えます。

次に、資料1-2をごらんください。まず、陳情の委員会審査結果ですが、企画経済委員会の審査結果は、陳情第20号について、不採択とすべきもの。市民福祉委員会の審査結果は、陳情第19号及び30号について、いずれも不採択とすべきもの。川内原子力発電所対策調査特別委員会の審査結果は、陳情第21号から23号まで及び26号から29号までについて、いずれも不採択とすべきものであります。

次に、閉会中の継続審査申し出として、川内原子力発電所対策調査特別委員会から、陳情第24号及び25号について、それぞれ申し出があります。

2ページをごらんください。

次に、討論通告ですが、まず議案について、議案第211号、214号、222号、295号及び305号について、井上議員から反対討論の通告があります。

なお、議案第305号については、前回の議運でも御説明しましたとおり、特別多数議決の対象となりますので、起立採決において、議長にも表決権があるとともに、出席議員数の3分の2以上の同意が必要となります。

また、井上議員におかれては手数料及び使用料の見直しに係る議案について、全て反対討論の通告がありました。討論は215号及び214号においてまとめて行うとのことであり、当該見直し議案について全て反対の意向でありますので、当該見直し議案の採決は全て起立採決となります。

次に、陳情については、陳情第19号から23号まで、及び26号から30号までについて、井上議員から賛成討論の通告があるところです。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま、事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありませんか。

○総務部長（今吉俊郎）おはようございます。

今ほど、局長から説明がございました議案第308号の取り扱いにつきまして、おわびとお願いをさせていただきます。本件につきましては、事前に予告もいたさず、結果としていきなり提出させていただきました。まことに申しわけございません、おわびを申し上げます。

これは、私の失念によるものでございまして、前回の議運におきまして最終日提出予定の専決処分報告が説明されておりますが、これを本件の分と勘違いしておりましたために、事前をお願いしていなかったものでございます。本件、議案第308号につきましては、本年2月に職員が起こしました交通事故につきまして、事故の相手方がいわゆるむち打ち症などの治療のために通院なさっておりましたために、人身事故の部分と切り離して物損事故について、4月16日にその賠償等の専決処分をし、6月11日の本会議で報告、承認いただいたところでございます。その後、9月で治療を終わられましたので、賠償等に係る和解交渉を行いまして合意に至り、このたび、その人身事故部分に係る和解議案を提出させていただくものでございます。

なお、事故の原因につきましては、職員が運転中に気分が悪くなり、センターラインを越えて対向車と接触したものでありますが、その気分が悪くなったいきさつについては、現在もまだ警察による事情聴取が継続されておまして、詳しい説明はできない状況でございます。賠償の額は319万円余りですが、その支払いにつきましては、これまでに治療費や休業補償等を概算払いで支払ってきたところですので、残り93万円余りの慰謝料等を年内に支払わせていただきたいので、本日、本会議での御審議をお願いする次第でございます。事情を御理解の上、本件議案のお取り扱いにつきまして、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（大田黒 博） ほかにございませんか、当局。ありませんね。

ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（川添公貴） 今の、年内にちゅうことになると、そこで和解が成立をするの。もうした、了解、了解。ならオッケー。

2点あるんですけど、まず1点目。本日の審議方法についての考え方についてお聞きしたいんですけど。討論通告のある事件の後に、井上議員が一括して215号及び214号で討論をするということで、それ以外は全てまた起立採決ということになっているんですけど。一括採決ができるんで、会議規則上。一括採決がなぜできなかったのかということです。そこを、私は一括採決すべきだろ

うという考えを持っての質問ですが、そこが1点。

それから、もう一点は、今後の課題なんですけど、今回できればというお願いなんですけど、行政視察について所管の報告をなされるわけですが、各委員会が。議事運営の効率化を図る上でも議場口述において、お手元に配付のとおりで議事を進めてもらえれば短縮になるし、議事録には載るし、いいのかなってという思いがあるんで、ほかの付託分についてはちゃんと報告せないかんですけど、その行政視察の部分に関しては、壇上に上がって朗読をするんじゃないかと、「お手元に配付のとおりと、でよろしいですか」という議長口述において処理するという方向性を今後、見い出して——きょうからでもいいんですけど、見い出して、いけないかなってという思いがあるんで、この2点について委員長の考え方をお示ししたいと思います。

○議事調査課長（道場益男） 1点目の採決の方法、まとめられなかったかというような御質問に対しての見解なんですけれども。事務局で答えるのも何なんですけど、本会議の議事運営に関することにつきましては、一応議長の議事進行上の権限もございまして、ちょっとあまり事務局のほうで先走って回答もちょっとできないところなんですけども。今回の使用料改定関係の議案の採決方法につきましては、12月7日の中日の議運におきまして、一応、説明をさせていただいております。その際、議案番号が連続する場合で反対討論がなければ一括処理いたしまして、反対討論があれば個別に質疑、討論、採決となるというような旨を説明させていただいております。その際、特段、委員の中からも取り扱いについて御意見も賜っておりませんでしたので、そういうことで御理解をいただいているというふうな考え方を持っておりました。

したがって、取扱いにつきましては、基本的にこれまでのルールと申しますか、先例に基づいた運用を取っております。今回の運用につきましても原則的なものであるというふうな捉え方をしているところでございます。採決の際での効率化を図るというような観点からでのお問い合わせだとは思いますが、今申し上げましたとおりの考え方で対応せざるを得ないのかなというようなのが事務局の考えでございます。

また、むしろ提案の時点での議案のまとめ方——まとめて提案していただけるとか、使用料、

手数料については部ごとにとか、まとめて議案を出していただくとか——まとめていただくような、そういった工夫を当局の側にもちょっと御検討いただければ、採決の際にはそういった問題っていうようなのは、必然的になくなるのかなとは思っておりますけれども、現状といたしましては今のようない取り扱いが限界なのかなと感じております。以上です。

○委員（川添公貴）前回、一括して委員長報告をするのは、何号から何号についてはという報告することはもう決まっているんで、これはいいとして。採決方法については、当然、討論がある部分に関しては、個別に採決をしていくというのは十分理解してるんで、仮に討論の時間の削減のために討論をもう一カ所でやるよという御協力をいただいているのは理解するのですが。その考え方でいくのであれば、討論がある部分だけ起立採決して、ほか簡易採決すべきです。ですよ、討論がないんだから。やるんだったら三十何問、全部やるべきです。そういう討論があるっていう前提の話だったんで。だから、そこは御協力をいただいて一括してやるっていうことなんで。

県議会とかの傍聴にいくと、もう一括採決してるんで。討論もずっと一括で、討論もずっと、反対討論もだあつと言われて、「第何号、議案何々についてどうぞ反対」って、1回で全部やられるんですよ。その部分だけをずっと起立採決、あとは簡易採決なんですけど。そういういろんな、ほかのところの事例も全部調べてみたら、やはり一括質疑、一括採決っていうのはあるわけです。だから、今回、何でこしつこく言うかという、三十何回あるんで。10回ぐらいなら私の足ももつでしょうけど、三十何回ちゃあ、これは大変なんで。そういう回数の問題はあえてなんだけど。効率化でいくと、やはりそこに一括採決、やはり検討すべきであったのかなとは思います。

先ほど言った、議事整理権と議事進行権は議長にあるんで、これはわかってます。でも、議会運営権は議会運営委員会が保持しているんで、どういう会議の進め方をしましょうかとかいうのは議会運営委員会が持つてる。そこは間違いのないように。議事整理権と議事進行権は議長にあるけど、そこはちゃんと反論させてもらいますけど。だから、こういう取り扱いについてはどうしますかというのはい議会運営委員会が決めることであって、

だから委員長の判断としてできれば一括採決の方法がよからうということです。

最後の段でおっしゃった、それは今後の問題で、当局が例えば使用料、手数料改定条例という条例を一本つくって、その中にこの全部、単行議案の部分全部入れといて、この使用料変更については、以下のように変更するっていう条例をつくっておけば、その条例を一本変更するだけでいけるんで、それは後の話です。後の話、今後の。きょうはそれ以前の話なんで、そこをどうするかです。これはあくまでも希望なんで、議運の皆さんの判断で、1本1本全部立つっていうのであれば、それは従わなきゃ、全会一致の原則です。

○委員長（大田黒 博）今の件について、御意見ください。

○委員（谷津由尚）今まで、議案説明、それと委員長報告、それと今回の討論、まとめてしていただくという、そういう意味で効率化という意味では、目的と公開については理解はしてます。ただ、今、今回のきょうの採決についてということですが、結論から言いますと、基本的にはもう原則1件ずつやるべきだろうと、従来どおり。その理由としては、事務局の準備もあるでしょうし、今後の課題としては、それは検討すべきに十分値すると思いますが、きょうのところは、従来どおりの原則で行くしかないだろうと思います。

○委員（佃 昌樹）効率的な運営ということについても、それは当然考えなきゃいけないことだけれども、それぞれの委員会の中で討論がなされたものについて、それを一括ということについては、これはちょっと趣旨が違うんじゃないかっていう気がします。討論のあったものは全て個別に、単独で採決をすべきであるし、全会一致のものについて同種類のものっていうことになると、その辺の取り扱いについては、一括でっていうこともあるだろうと思いますが。今回の場合はそういうわけにいかない議案になっているようですので、三十何回立つのも大変だろうけれども、私みたいにひざが痛い人がいるわけじゃないので、もてるだろうという前提のもとで、提案された方向でいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかに。

○委員（川添公貴）先ほど言ったように、討論があったものに関しては個別採決をするちゅうの

は、これは当たり前のことなんで、それは言うてるんで。その討論がなかった部分について、委員会でも含めて、討論があったやつは単独でやる、単行でやるべきなだけで、ただ意思の決定が、ある程度方向性があるものに関してです。皆さんの25名のって部分があったら、会派制をとってるんで。やはりそこはある程度見えるだろうというんで、国会も理事会等でやるんで、そういうの調整を。だから、議事の効率化っていうのもあるんだけど、やはりそこをスムーズにやっていくっちゃうのは必要であろうということは思いますけど。

その前段として、委員会報告及び委員長報告については一括して、関連議案を全部報告していくと。討論があったやつは別ですけど。だから、同じように採決も一括してやったほうがいいだろうという考え方であります。2対1ですんで、多数決に従いますけど、議運は全会一致が原則ですから、それはもう従いますけど、その考え方をやはりとっていかないと、むやみやたらに反対ばかり全部、賛成ばかりずっと出すということになると、議案がふえたときどうするかっていうことです。そこも考えていただきたいと思います。もうこの件はこれでいいとして。

○委員（佃 昌樹）いきなり、きょうのきょう変えろと言われてもと思うんです。ちょっと我々としては。だから、これ今後の提案ですよっていうんであれば、十分納得できる内容であると思う。それをいきなりこの場で、きょうの運営についてということになると、ああ、藪から棒になに言い出すんだっていうことにしかならんわけで。一応、提案という形であれば、それなりの意味はあるっていうふうにさっき申し上げたのは、そういうことなんです。

○委員（川添公貴）最後に言いました、提案という形にさせていただいたのは、前段の部分。前もって私がその話を聞いたのは、2日前に50回ぐらい立ったり座ったりしなきゃいけないというのを聞いたので、議会事務局には申し込みをしました。申し込みをしておいて、もうこのままでやるという議長の判断があったということだったので、じゃあ機会は議運しかありませんので、議運で言いますよっていうことは事前に申し上げているところです。きょう初めて言ったことじゃなくて、前から言うてるんで、そこは御理解いただきたい。きょうのところは、きょうのきょうで、お

っしゃるとおり厳しいという話であれば、それはそれに従って、今後の検討課題でっていうのは、先ほど言ったようにそういう形でやったほうがいいんじゃないかなっていうような思いがあります。前もって言うてありますんでね。それから、2点目についての考え方をお示し願いたい。

○委員（小田原勇次郎）今の提案が云々ということで、話が進んでいるんですが、一つの考え方をちょっと、事務局をとおしてちょっと教えていただきたいんですが。

今回、この手数料、使用料条例は、井上議員が一応、全部反対討論の意思を示したということが前提ですから、だから当然、起立採決に付される部分は、井上議員は反対討論の意思があるという、それを議事の効率化から2本にまとめたんですよということであれば、当然、ほかの部分も反対が出ておる、全会一致ではないという認識です。

全会一致ではない、いわゆる起立多数になる可能性のある部分についてを一括処理していいものかどうかを、そこあたりの部分。要するに、もう討論があるという前提の、これは今前提で、我々は議論しているわけですから、それを一括するという方向の今、提案なのかどうかをちょっと確認。わかりますよね、いわゆる簡易採決であれば一括処理をするわけですから。それをやって、討論があるという前提のもとであるのをひとくくりにして、要するに一括採決をするという意向でその提案を受けとめていいのか、そこをちょっともう一回、確認をさせていただきたいのですが。そこは議事的に可能であるかどうかの部分、ちょっと認識をお願いします。

○議事調査課長（道場益男）事務局でそこまで、実際検討はしておりませんので、今のルールの中ではうちの議会ではそういうやり方はとっておりませんと申し上げるしかないんですけども。

川添委員が県議会の例を引き合いに出されております。県議会のほうでは、もう幾つもの反対討論があるグループというか、そういったグループを、簡易採決のグループ、反対討論のあるグループといった形で、グループ分けをあらかじめ、前日ぐらいに議運を開かれて了解を取りながらされて、本会議に臨んでいらっしゃるというような――何回かその前の前段階があるというような、感じで、ちょっと研究はしておりますけれども。今の現状の中では、本市議会のルールとしてはと

っていないというようなことで、御理解いただきたいと思います。

○議長（上野一誠） 何の議論でもそうですけども、お一人お一人お考えがあるということは当然です。ですから、我々、これを議会運営委員会に議案をいろんな処理する、そういうことについては議運に諮問していくわけですので、これをたたき台を上げていくに当たっても、正副議長、事務局で十分打ち合わせをしながら、そして今、川添委員が言ったことも、冒頭にいろんな角度から検討をしながら、やっぱり御提案をしているということは、まず御理解しといていただきたいと思いません。

そういう意味では、やはり討論があったものについては、ここにやっぱりしっかりと起立採決を求めていくという原則に立って、今回、一応御提案しました。そのことは御理解いただきたいと思う。ルール、これから議論として、御提言ということでもありますので、そういう方向が仮に可能な議案等について、またさらにいろんな角度から、一応検討はしてみたいというふうに思います。それと、委員会の行政視察の報告等について、議長口述でということですが、これはよく御理解いただいていると。新人の方はわからんと思うんですが、この取り扱いも以前、議会で議論してきたんです。そして、やっぱり委員長報告、この委員会報告も本会議でやるべきではないかという議論の中に今があるんです。ですから、そのこともまず御理解をいただきたいということから、それが必要でないよと、議長口述でいいよということであれば、また十分この場で議論していただけたら、それでいいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（大田黒 博） ほかにありませんね。川添委員の今の件につきましては、今後、検討課題ということで取り計らいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等への審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、それに決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前9時24分休憩

~~~~~

午前9時25分開議

~~~~~

**○委員長（大田黒 博）** ここで、本会議に戻します。

次に、陳情の取り扱いについてを議題といたします。まず、昨日提出のあった陳情について、事務局に説明を求めます。

**○議事調査課長（道場益男）** 資料3と、提出されました陳情書の写しを別途に付けておりますので、合わせてごらんいただきたいと思います。

まず、資料3に書いてございますとおり、出されました陳情は、川内駅ゼロエミッション化（低炭素化）事業小型風力発電機の選定に関する陳情書ということで、市内にお住まいの富永さんという方から、昨日、陳情書が出されました。請願・陳情の取り扱いは、資料3の中ほどに四角で囲んでございますけれども、今回は（2）のイに該当する部分になるんですが、本会議終了の前日でございますので、基本的な取り扱いとすれば、（2）のイにありますとおり、次期定例会において取り扱うという取り扱いが原則ではございますけれども、ウに書いてございますとおり、緊急を要するものについては、議運で協議という取り扱いになるものでございます。

出されました陳情につきましては、陳情趣旨と陳情事項に分かれておりますけれども、陳情事項の下から3行目です。小型風力発電機（ウインドレンズ製）導入を一市民として、とめていただきたいということが書かれておまして、陳情趣旨の中には、このウインドレンズ製の発電機、風力発電機は事故例が多いといったようなことで書かれております。今回は、緊急性があるかないかといった観点から、付託の可否、付託先等を御協議いただくというものになります。

説明は以上でございます。

**○委員長（大田黒 博）** ただいま説明がありましたが、これから提出された陳情の取り扱いを審査していきます。

それでは、川内駅ゼロエミッション化（低

炭素化) 事業の小型風力発電機の選定に関する陳情について、付託等の可否、付託先等についての質疑、意見等をお出しください。

○委員(谷津由尚) このゼロエミッションの件は、次世代エネルギーの特別委員会で扱ってもいいものと思うんですけども、今回のこの陳情の願意からすると、小型風力発電機の選定に関するということ、このメーカー製の導入を一旦やめてほしいという願意になっておりますので、ちょっと予算も絡むということから、企画経済委員会で扱うべきではないかと思えます。

○委員長(大田黒 博) ほかに意見は、協議会に切りかえます。

~~~~~  
午前9時29分休憩
~~~~~  
午前9時30分開議  
~~~~~

○委員長(大田黒 博) 本会議に戻します。
○委員(川添公貴) 先だって、佃さんのほうから貴重な御意見をいただいて、初めて知ったんですけど。そのときにいきさつは今、お聞きになったとおりだったので。資料も確か準備をしていると思います。それらを踏まえて予算が絡まないちゅうことじゃなくて、予算絡みなんで、企画経済委員会かなと思うんですけど。やはり新エネは、まちづくりの問題なんで、次世代エネ特で検討していただければという意見を、企画経済委員会で言うてありますので、特別委員会でもんでほしいという形では言ってるんで、次世代エネルギー対策調査特別委員会でしていただくとうかがいます。

○委員(谷津由尚) 十分わかるんですけど、ちょっとこの導入をやめるとかやめんとかいう議論になると、当然、来年度の予算とかも入ってくるでしょうし、ちょっとそういう意味で特別委員会で扱うにはちょっと重たいというか、圏外のところも発生しますんで、企画経済委員会で扱っていただいたほうがいいかなと思います。

○委員(佃 昌樹) 大方の意見が企画経済委員会ということですので、契約は1億5,000万ぐらい、5,000万には届いてないんですが、1億四千幾らなんですよ。内実の話を知ると、かなりいろいろ値段が違ってるとか、いろいろありますので、値段を外した中で次世代エネルギーの特別

委員会でやるというよりは、やっぱり企画経済委員会のほうでやったほうがいいんじゃないかなというふうに思う。契約そのものについても、いろいろと不信感を持たれたりしていますのでね。やっぱりその辺のところは総体で判断ができるようなポジションのところがいいんじゃないかなと。

○委員長(大田黒 博) よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大田黒 博) それでは、本陳情は閉会中の委員会付託とし、付託先は企画経済委員会とすることで、御了承願います。

事務局に資料を配付させますので、しばらくお待ちください。

[資料の配布]

○委員長(大田黒 博) それでは、本陳情の審議方法について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長(道場益男) 資料4をごらんいただきたいと思いますが、先ほど、企画経済委員会に閉会中の継続審査ということで、陳情の取り扱いを御協議いただいた分でございます。陳情番号につきましては、陳情第31号となります。川内駅ゼロエミッション化(低炭素化)事業小型風力発電機の選定に関する陳情書でございます。本日の本会議において、この審議方法を御確認いただくということになります。本会議におきましては別添案のとおり、本会議の一番最後に追加日程として、議事日程に追加していただくということで考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長(大田黒 博) それでは、ほか意見はございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大田黒 博) それでは、本陳情の本日の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大田黒 博) 御異議ありませんので、そのとおり決定しました。

以上で、陳情の取り扱いについての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~  
午前9時35分休憩  
~~~~~

午前9時40分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）本会議に戻します。

○議長（上野一誠）ここで、済いませんけども、いろいろ、ことし最後になりましたけれども、大変、皆様方には年間を通して、いろいろ大田黒委員長並びに今塩屋副委員長初め、議会運営に大変、スムーズに運営ができたことを感謝を申し上げます。いろいろ、また年が明けて新たなスタートになりますけども、今後もよろしくお願ひ申し上げて、お礼といたします。本当、ありがとうございました。

---

△閉 会

○委員長（大田黒 博）以上で議会運営委員会を閉会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。



薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 大田 黒 博